プロジェクト　**収益認識**

項目　**本日の検討の概要**

本日の検討の概要

（日本基準の開発）

1. 第 311 回企業会計基準委員会(2015 年 5 月 15 日開催)における審議結果に基づき、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を踏まえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討については、当面、以下の手順で議論を行っていくこととしている。

   (1) IFRS 第 15 号の概要の把握
   (2) IFRS 第 15 号の会計処理に関する適用上の論点の抽出
   (3) 適用上の論点の把握のための文書の公表

2. これまで前項(1)及び(2)に関して、IFRS 第 15 号の概要及び生じる可能性がある主な論点について、審議を行っている。
   また、想定される適用上の論点についてさらに理解を深める目的で、日本公認会計士協会に事例に基づいた IFRS 第 15 号の適用上の論点について、収益認識専門委員会において、ご報告頂き審議を行った。

3. 第 60 回収益認識専門委員会（2015 年 11 月 4 日開催）より、第 1 項の「(3)適用上の論点の把握のための文書の公表」について、以下の文案の検討を開始している。

   (1) 収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集（日本基準若しくは我が国における実務との簡略的な比較を含む。）
   (2) IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題（IFRS 第 15 号の概要を含む。）

4. これまでの審議状況は以下のとおりである。[1]

専門委員会及び親委員会	内容
第 60 回専門委員会（11 月 4 日開催）及び 第 323 回企業会計基準委員会(11 月 6 日開催)	・前項(1)の資料の文案の検討 ・前項(2)の資料の構成の検討
第 61 回専門委員会（11 月 17 日開催）及び 第 324 回企業会計基準委員会(11 月 20 日開催)	・前項(1)の資料の文案の検討 ・前項(2)のうち一部論点の文案の検討

[1] 第 61 回専門委員会、第 62 回専門委員会及び第 63 回専門委員会並びに第 324 回企業会計基準委員会及び第 325 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項資料(5)-3 に記載している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

第 62 回専門委員会（12 月 1 日開催）及び 第 325 回企業会計基準委員会(12 月 4 日開催)	・前項(1)の資料の文案の検討 ・前項(2)のうち前回扱わなかった残りの論点の文案の検討
第 63 回専門委員会（12 月 17 日開催）	・前項（1）及び（2）の資料の文案の検討（(2）については一部論点）

5. 事務局では、第 3 項の資料について、これまでの審議におけるご意見を踏まえて修正している。なお、第 63 回収益認識専門委員会における議論を踏まえ、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」の別紙資料「日本基準若しくは我が国における実務との簡略的な比較」については削除し、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集（日本基準若しくは我が国における実務との簡略的な比較を除く。)」及び「IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題（IFRS 第 15 号の概要を含む。)」の資料を統合している。削除した別紙資料は審議事項(5)-2 参考資料 2 としている。

6. 第 63 回専門委員会では、審議事項(5)-2 の「第 1 部　IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題」について、【論点 1】から【論点 11】、及び、「Ⅳ. 開示」の審議が行われたため、これらの文案を対象としてご審議いただきたい。本日は【論点 12】から【論点 17】までは審議を行わない。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。